

(3)地域生活支援拠点等の整備

< 成果目標と実績 >

成果目標	令和2年度末までに各市町村又は各圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備する。 (設定方法) 国の基本指針に即して設定。
2年度実績	46市町村(34市町及び4圏域等)で整備(面的整備) ※ 詳細は下表のとおり ※ 名古屋市は4ブロックに分け、一部地域で整備済(西・南・北ブロック)

(参考)地域生活支援拠点等とは

○国の基本指針において、障害のある人の高齢化・障害の重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進するため、各地域内で、地域生活支援の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点の整備を図ることとされている(拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的整備型」も含む。)

○地域生活支援としては、原則①地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、②一人暮らし、グループホームへの入所等の体験の機会及び場の提供、③ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ体制の確保、④人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、⑤コーデイネーターの配置等による地域の体制づくりの5つの機能が求められている。

○本県では、国の基本指針に即して、令和2年度までに各市町村又は各障害保健福祉圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備することを成果目標の1つとして設定している。

各市町村における検討状況(令和3年3月31日現在【市町村回答の集計】)

圏域・市町村名	1 整備予定年度			2 整備単位			3 整備形態				
	整備済	3年度	未定・その他	市町村域	圏域	その他	多機能拠点整備型	面的整備	多機能+面的	その他	未定
海部圏域	7	0	0	2	0	5	0	7	0	0	0
津島市	○			○				○			
愛西市	○			○				○			
弥富市	○					○		○			
あま市	○					○		○			
大治町	○					○		○			
蟹江町	○					○		○			
飛島村	○					○		○			
尾張中部圏域	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	3
清須市			○		○						○
北名古屋市			○		○						○
豊山町			○		○						○
尾張東部圏域	4	2	0	6	0	0	0	6	0	0	0
瀬戸市		○		○				○			
尾張旭市	○			○				○			
豊明市	○			○				○			
日進市	○			○				○			
長久手市		○		○				○			
東郷町	○			○				○			
尾張西部圏域	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0
一宮市	○			○				○			
稲沢市	○			○				○			
尾張北部圏域	5	1	1	7	0	0	1	5	1	0	0
春日井市	○			○				○	○		
犬山市		○		○				○			
江南市	○			○				○			
小牧市	○			○				○			
岩倉市			○	○			○	○			
大口町	○			○				○			
扶桑町	○			○				○			
知多半島圏域	10	0	0	7	0	3	0	10	0	0	0
半田市	○			○				○			
常滑市	○			○				○			
東海市	○			○				○			
大府市	○			○				○			
知多市	○			○				○			
阿久比町	○			○				○			
東浦町	○			○				○			
南知多町	○					○		○			
美浜町	○					○		○			
武豊町	○					○		○			
西三河北部圏域	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0
豊田市	○			○				○			
みよし市	○			○				○			
西三河南部東圏域	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0
岡崎市	○			○				○			
幸田町	○			○				○			
西三河南部西圏域	5	1	0	6	0	0	0	6	0	0	0
碧南市	○			○				○			
刈谷市	○			○				○			
安城市	○			○				○			
西尾市		○		○				○			
知立市	○			○				○			
高浜市	○			○				○			
東三河北部圏域	4	0	0	0	4	0	0	4	0	0	0
新城市	○				○			○			
設楽町	○				○			○			
東栄町	○				○			○			
豊根村	○				○			○			
東三河南部圏域	4	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0
豊橋市	○			○				○			
豊川市	○			○				○			
蒲郡市	○			○				○			
田原市	○			○				○			
名古屋圏域(名古屋市)	1			1				1			
愛知県合計	46	4	4	39	7	8	0	49	1	0	3

< 現状 >

○令和2年度末現在で、市町村単位で34市町村、圏域単位又はその他(近隣市町村)で4か所(12市町村)、計46市町村が整備済となった。(令和2年度末から、整備済が27市町村増加した。)一方、未整備の市町村は5市、圏域単位又はその他(近隣市町村)で1か所(3市町)、計8市町であった。

○整備形態は、面的整備が多いが、多機能型、多機能型+面的整備での整備による市町村も見られる。

< 評価と分析 >

○第5期計画では、令和2年度末までに各市町村又は各障害保健福祉圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも一つ整備することを目標としているが、整備済(開所がR3.4の市町村を含む)となった市町村は46市町村(全体の約8割)であった。

○未整備の市町村においては、新型コロナウイルス感染症の影響により協議に遅れを生じた等の状況もあるものの、早期の実施に向けて要綱の作成や、関係機関との調整等を進めている。

○今後は拠点等が必要な機能が充足されているか随時確認を行い、拠点等としての機能の充実を図っていく必要がある。

< 今後の取組方針 >

○未整備の市町村については、障害保健福祉圏域ごとに設置している地域アドバイザーと連携し、障害保健福祉圏域会議や市町村自立支援協議会などを通じて各市町村における取組状況を把握しながら、早期に整備が完了するよう、市町村に働きかけていく。

○地域生活支援拠点等の機能である、緊急時の受け入れ・対応や体験の機会・場の役割を担うグループホームや短期入所事業所の量的な整備を推進していく。

○地域アドバイザーと連携し、市町村における地域生活支援拠点等の運営や検証方法の情報集約を行うとともに、その結果の提供等を行い、市町村に対して機能内容の充実を働きかけていく。

名古屋市は、市内を4ブロックに分けて整備
南ブロック、北ブロック、西ブロックの一部 整備済
東ブロック、西ブロックの一部 整備時期未定